

# 「さっぽろ受動喫煙防止宣言」(案) に対する ご意見の概要と札幌市の考え方

「さっぽろ受動喫煙防止宣言」(案) について、札幌市パブリックコメント手続きに関する要綱に基づき、市民の皆様からのご意見を募集し、貴重なご意見をお寄せいただきました。

公表にあたりまして、いただいたご意見は趣旨が変わらない程度に要約し、趣旨が同じご意見はまとめて掲載しております。なお、宣言案と直接関係がないご意見(特定の施設の受動喫煙対策についてのご意見等)については、公表しておりません。

令和2年(2020年)2月  
札幌市保健所

〒060-0042

札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3階

電話 011-622-5151 FAX 011-622-7221

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/tabako/sengen.html>

市政等資料番号  
02-F06-19-2734

## 1 意見募集実施の概要

### (1) 意見募集期間

令和元年12月20日(金)～令和2年1月20日(月)

### (2) 意見提出方法

郵送、FAX、Eメール、ホームページ上のお問合せフォーム、持参等

### (3) 資料の配布・閲覧場所

- ・ 札幌市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー
- ・ 札幌市保健所健康企画課
- ・ 各区役所(総務企画課広聴係)
- ・ 各まちづくりセンター
- ・ 各健康づくりセンター
- ・ 子育て総合支援センター
- ・ 札幌市立小・中学校【子どもの意見募集用小冊子】
- ・ 札幌市立高等学校
- ・ 札幌市立特別支援学校
- ・ 札幌市ホームページ

## 2 パブリックコメントの内訳

### (1) 意見提出者数・意見件数

11人・22件

### (2) 年代・提出方法別内訳

	総数	持参	HP	郵送	Eメール	FAX
10歳代						
20歳代						
30歳代						
40歳代	2			1	1	
50歳代	2			1	1	
60歳代	1			1		
70歳代	1				1	
不明	5	1		1	3	
合計	11	1		4	6	

(2) 意見内訳

分 類	件数	構成比
宣言案策定の全体に係る意見	3	13.0%
「第1章 宣言の策定にあたって」に係る意見	0	0%
「第2章 宣言の体系等」に係る意見	2	8.7%
「宣言文」に係る意見	10	43.5%
「宣言に基づく私たちの取組」に係る意見	3	13.0%
その他の意見	5	21.7%
合 計	23	100%

※構成比の算出は四捨五入しているため、合計値とその内訳の累計値とは一致しない場合があります

3 キッズコメント（子どもの意見）の内訳

(1) 意見提出者数・件数

59人・135件

(2) 年代・提出方法内訳

	総数	持参	HP	郵送	Eメール	FAX
小学生	51			40		11
中学生	8			6		2
合 計	59			46		13

(3) 意見内訳

分 類	件数	構成比
宣言案策定の全体に係る意見	4	3.0%
「第1章 宣言の策定にあたって」に係る意見	36	26.7%
「第2章 宣言の体系等」に係る意見	0	0%
「宣言文」に係る意見	3	2.2%
「宣言に基づく私たちの取組」に係る意見	41	30.4%
その他の意見	51	37.8%
合 計	135	100%

※構成比の算出は四捨五入しているため、合計値とその内訳の累計値とは一致しない場合があります

#### 4 パブリックコメントの概要とそれに対する札幌市の考え方

※「意見の概要」欄のページ数は、宣言案本書におけるページ数を表しています。

##### 宣言案策定の全体に係る意見

意見の概要	市の考え方
<p>多くの人に認識させることが重要だと思うので、宣言を策定して終わりにならないようにしてほしい。</p>	<p>宣言を広く周知し、市民一人ひとりの受動喫煙防止のための行動が市民全体への運動へと広がっていくよう取り組んでまいります。</p>
<p>宣言の内容は無難なもので、罰則強化等の内容がなく少し期待外れであった。</p>	<p>宣言は、市民の権利を制限する、市民に対し義務を課す等の法的拘束力はありませんが、地方自治体としての意思や方針等を内外に広く表明するものです。</p>
<p>ルール・マナーを守っている喫煙者の存在を認め、喫煙する権利も守るという視点が欠けている。</p>	<p>この宣言は受動喫煙防止のための宣言であり、喫煙の権利について問うものではございませんが、喫煙者も非喫煙者も協力して望まない受動喫煙の防止に取り組んでいただけるよう周知啓発に努めてまいります。</p>

##### 「第2章 宣言の体系等」に係る意見

意見の概要	市の考え方
<p><b>【7頁】</b> 「受動喫煙対策部会」には喫煙者側の委員はおらず、中立公正ではない。</p>	<p>「受動喫煙対策部会」には、健康保健分野だけではなく、中小企業、観光、商店街、運輸業、飲食業、子育てなど多くの分野から参加していただきました。たばこ関連を生業にする分野は、受動喫煙対策を推進するための宣言策定にあたり特に意見を徴する対象とは考えておりません。委員については、それぞれの職業的立場でご参加いただいております。喫煙習慣の有無による選別は行っておりません。</p>
<p><b>【8頁】</b> 指標に「歩行中の受動喫煙の減少」を加えてほしい。</p>	<p>「さっぽろ受動喫煙防止宣言」による受動喫煙対策の成果指標は、「健康さっぽろ21(第二次)」の基本要素「喫煙」の中間評価において設定された目標値としております。 いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>

	いただきます。
--	---------

「宣言文」に係る意見

意見の概要	市の考え方
<p>【9頁】 宣言文にタバコを吸い始めないことの大切さを伝える趣旨が欠けている。</p>	<p>「宣言に基づく私たちの取組」の「受動喫煙の健康への影響について認識を共有します」の中で、「子どもたちが将来にわたって自らの健康を自ら守るため、受動喫煙や喫煙の健康への影響を学ぶ環境を作ります。」という取組を挙げております。喫煙が及ぼす健康影響を学び、喫煙をしない選択を自らできるような環境づくりに努めてまいります。</p>
<p>【9頁】 「さっぽろ受動喫煙防止宣言」は抽象的で、具体的な項目に乏しい。「バス停や市電停車場での受動喫煙をなくしましょう」「歩きタバコは止めましょう」、受動喫煙を防ぐ為に「タバコを吸った後、15分間はエレベーターに乗ってはいけません」を追加明記すべき。</p>	<p>具体的行動については、宣言文ではなく「宣言に基づく私たちの取組」に含めております。「宣言に基づく私たちの取組」は、市民、事業者等、行政などのそれぞれの立場で主体的にどのような行動を起こすことが望ましいかを示したものであり、より多くの方にあてはまるよう包括的表現となっております。行政が市民に「～しましょう」「～してはいけません」と呼びかける趣旨ではありませんが、それぞれが状況に応じて具体的に考えて行動することが広まるよう、宣言の趣旨の周知啓発に努めてまいります。</p>
<p>【9頁】 下線部の文言に変更ないしは加入することを希望する。 5行目子どもたちが健康で明るく成長する 6行目快適に過ごせる環境になることを 9行目互いが理解し、協力する 10行目受動喫煙の健康や命への影響 13行目 職場の受動喫煙をなくすため互いが理解と協力を促進します 受動喫煙は「他者危害」とあるという基本認識が大事だと思う。</p>	<p>いただきましたご意見につきましては、宣言文の策定にあたって検討を行った受動喫煙対策部会での意見とほぼ同義の文言のため修正は行いませんが、受動喫煙が与える健康への影響について、認識が広まるよう周知啓発に努めてまいります。</p>
<p>【9頁】 子どもたちが多い場所での喫煙をしないよう意識を高めてほしい。自宅敷地内であっても、子どもが利用する施設の近くであれば受動喫煙に配慮してほしい。</p>	<p>受動喫煙を生じさせない配慮について、より多くの方に認識されるよう、宣言の周知啓発に努めてまいります。</p>

<p>【9頁】 労働者が使用する施設の管理者や事業者に分煙のための設備設置と維持管理を義務付けてほしい。 喫煙所の維持管理を徹底し、適切な維持管理が難しい場合は喫煙所の撤廃も仕方ないのではないか。</p>	<p>健康増進法において喫煙専用室のたばこ煙流出防止の技術的基準が定められております。「宣言に基づく私たちの取組」の「職場の受動喫煙をなくすため互いに協力します」では「各団体や事業者として」の取組で、職場で受動喫煙を生じさせないよう健康増進法を順守することを示しております。</p>
<p>【9頁】 「職場での受動喫煙をなくすため互いに協力します」の「互いに」は不要。「職場での受動喫煙をなくしましょう」に改めるべき。</p>	<p>職場には喫煙者と非喫煙者、雇用者と被雇用者など、様々な立場の方がおりますので、職場での望まない受動喫煙を防止するためには互いの協力が不可欠と考えております。</p>
<p>【9頁】 宣言の5つ目の項目として、「禁煙に取り組む人を励まし、禁煙が継続できるよう協力します」とありますが、望まない受動喫煙を防止する観点からは、違和感を禁じ得ません。禁煙の取り組みにつきましては、札幌市が規定されている健康計画「健康さっぽろ21」、若しくは「札幌受動喫煙防止対策ガイドライン」にて方向性が示されることが望ましいと考えます。</p>	<p>健康増進法では禁煙支援については言及されておりませんが、受動喫煙対策部会での検討の結果、禁煙支援も受動喫煙防止につながるものにとらえ「禁煙したい人を応援します」といたしました。</p>
<p>【9頁】 禁煙したいか、したくないかに優劣、善悪の別はない。禁煙は良いこと、すべきことと行政が判断をしていることは、喫煙者との共生を考えていない。</p>	<p>平成29年度実施の健康づくりに関する市民意識調査では、喫煙者の男性41.9%、女性52.1%が喫煙をやめたい意向があることを回答しています。喫煙をやめたいと思っている方がやめられるよう、行政による支援だけではなく家族や周りの方の応援が助けになると考えております。</p>
<p>【9頁】 禁煙したい人だけを行政が応援するのは、禁煙したくない人、しない人も権利は同等であるという理解がないからだ。宣言を見直し削除するべきだ。 類似意見1件</p>	<p>この宣言は、権利について問うものではなく、喫煙をやめたいと思っている方がやめられるよう、行政による支援だけではなく家族や周りの方の応援が助けになると考えているものです。</p>

「宣言に基づく私たちの取組」に係る意見

意見の概要	市の考え方
<p><b>【取組全体】</b> 「喫煙ルール」という表現は、受動喫煙防止の趣旨からは違和感がある。喫煙を勧めているようにも受け取れるため、「禁煙ルール」もしくは「タバコを吸わないルール」との表現にした方が良い。</p>	<p>「喫煙ルール」とは喫煙行為に関するルールを指しており、禁煙の場所では禁煙を守っていただくことも含まれますが、文言を改め「喫煙行為に関するルール」に修正いたします。</p>
<p><b>【12頁】</b> 「人通りの多い場所や人が多く集まる場所では、喫煙ルールを守り、受動喫煙を生じさせないよう配慮します」を「人通りの多い場所や人が多く集まる場所では、喫煙を止めましょう」に改めるべき。</p>	<p>イベントなど人が多く集まる場所では、第一に主催者の指定する喫煙行為に関するルールを守っていただくよう考えております。人が近くにいる場合は、受動喫煙を生じさせないよう喫煙をやめることも含め、状況に応じた配慮をしていただけるよう周知啓発に努めてまいります。</p>
<p><b>【12、13頁】</b> 電子タバコの健康への影響について、明記すべきである。</p>	<p>健康増進法では指定たばことして加熱式たばこも規制の対象となっております。周知啓発資材において、加熱式たばこについての現時点での科学的知見などの情報提供を行ってまいります。</p>

その他の意見

意見の概要	市の考え方
<p>現在よりも喫煙者が多い環境下であっても、受動喫煙による明らかな健康被害はなく、これまで深刻な問題となったことはない。子どもたちを無菌環境で育てようとする考え方に行政が加担するのは、子どもたちから未来を奪う恥ずべきことだ。</p>	<p>「喫煙と健康 厚生労働省喫煙の健康影響に関する検討会報告書（平成28年8月）」によると、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、呼吸器の急性影響、乳幼児突然死症候群（SIDS）、子どものぜん息の既往について、科学的根拠は受動喫煙との因果関係を推定するのに十分であると発表されています。札幌市として受動喫煙防止は必要であると考え、市民、各団体、事業者等と連携協力して受動喫煙対策を推進するため、この宣言をすることといたしました。</p>
<p>改正健康増進法の施行に合わせて、更なる喫煙規制を検討されている自治体もごさいますが、札幌市におかれましては、改正健康</p>	<p>今後の施策の参考にさせていただきます。</p>

<p>増進法及び来春制定される予定の「北海道受動喫煙の防止に関する条例（仮称）」の取組結果を踏まえ、課題を明確にしたうえで議論を進めるべきと考えます。</p>	
<p>2020年4月に「改正健康増進法」が完全施行となりますが、未だ市民、事業者に正しい理解が浸透されているとは言えない状況であることを危惧しております。望まない受動喫煙を防止するため、飲食店のみならず事業者、市民が改正健康増進法の措置を正しく理解するよう一層の周知・啓発を期待いたします。</p>	<p>事業者、市民に対して、改正健康増進法についての周知を行い、望まない受動喫煙の防止に努めてまいります。</p>
<p>喫煙制限区域を全市内に広げ、罰金の取り立てを強力に進めてほしい。監視ボランティア用に腕章とジャケットなどがあれば実効性があがるのではないかと。</p>	<p>「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」では、吸い殻のポイ捨て防止とたばこによる火傷の防止を目的に喫煙制限区域を定めています。</p> <p>区域は、歩行者数がある程度多いこと、市の顔となる施設が入っていること、市民や観光客の方が覚えやすいことを考慮して指定しており、現段階でこれに該当するのは、現在の喫煙制限区域と考えています。</p> <p>また、条例に基づく過料徴収は、違反者とのトラブル等の対応のため、本市の散乱等防止指導員が行う必要があり、腕章等を着用して巡回等を行っているところです。</p> <p>歩きたばこ等を減らしていくためには、市民一人ひとりのモラルが非常に大切であると考えていることから、今後も更なる条例の周知啓発に努めてまいります。</p>

上記以外のその他の意見（特定の施設の受動喫煙対策についての意見） 1件



5 キッズコメント（子どもの意見）の主な意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

宣言案策定の全体に係る意見

意見の概要	市の考え方
<p>さっぽろ受動喫煙防止宣言をするのはいいことだと思う。</p> <p>子どもや赤ちゃん、妊婦さんの近くでは誰もたばこを吸わない、人が多い場所ではたばこを吸わない札幌を作りたい。</p> <p>札幌をさわやかなまちにしたいと思う人が多ければ、自然とルールを守る人が多くなると思うので、その意識が大事だと思う。</p>	<p>札幌市全体に受動喫煙対策の意識が広がり、札幌が受動喫煙のないさわやかなまちとなるよう、宣言を含めた受動喫煙対策の普及啓発に努めてまいります。</p>

「第1章 宣言の策定にあたって」に係る意見

意見の概要	市の考え方
<p><b>【3頁】</b></p> <p>主流煙よりも副流煙の方が、有害物質が多いことを初めて知った。多くの人がわかっていないと思う。 類似意見3件</p> <p>たばこが有害なのは知っていたが、煙に含まれる化学物質の多さなど具体的なことを知って、改めて受動喫煙の怖さを知った。</p> <p>たばこを吸っている人を見ると、自分たち子どもの体に害が出るのではないかと心配になる。</p> <p>喫煙によって起こりやすくなる病気を多くの人に知ってもらいたい。</p> <p>たばこを吸っていると、肺がんになるので禁煙したらいいと思う。 類似意見1件</p> <p>たばこを吸ってはいけないとは言わないけど、吸う人は周りの人に害を与えることをわかってほしい。</p>	<p>受動喫煙の健康への影響を知ることが、受動喫煙防止の第一歩だと考えています。一人でも多くの市民に受動喫煙の健康影響を知ってもらい、受動喫煙を防止するためそれぞれがどのような行動をするのかがいいのか考え、実際に行動をしてもらえるよう、周知啓発に努めてまいります。</p>

<p>受動喫煙がなくなるとどのような良いことがあるか伝えていくと、受動喫煙は減っていくと思う。</p> <p>受動喫煙をわかりやすく伝える。たばこや受動喫煙は害があることを伝えるポスターを作るといい。 類似意見 1 件</p> <p>たばこの販売場所にポスターやパンフレット等を配布してたばこの体への影響を理解できるようにするといいい。</p> <p>たばこを吸っている人に影響があるならわかるけど、吸っていない人に影響があるのはかわいそうなので、たばこを人前で吸うのはやめた方がいいと思う。 類似意見 1 件</p>	
<p>たばこをやめられない人は外で吸ったり、人が少ない所やいない所、指定の場所で吸ったらいいと思う。 類似意見 6 件</p> <p>子どもや赤ちゃんの近くで吸わなければいいと思う。 類似意見 1 件</p>	<p>子どもだけではなく、大人の中にも体質や持病などで、たばこの煙にさらされると健康上に大きな影響がある人がいます。</p> <p>市民一人ひとりが、周りの状況を判断して、受動喫煙を生じさせないための最善の判断をするよう、周知啓発に努めてまいります。</p>
<p>電子たばこにすれば受動喫煙の問題がなくなるので、電子たばこを吸ったらいいと思う。 類似意見 6 件</p>	<p>一般に「電子たばこ」と言われることの多い「加熱式たばこ」は、たばこの葉を原材料に使っており、加熱式たばこを喫煙する際に発生する蒸気にはニコチンや化学物質が含まれています。加熱式たばこの蒸気に周りの人がさらされたり、吸わされることも受動喫煙です。加熱式たばこによる受動喫煙のリスクについては研究中であり、健康に影響がないかどうかはわかりません。2020年4月から健康増進法の全面施行により原則屋内禁煙となる際には、加熱式たばこも規制の対象となります。</p>

宣言文に係る意見

意見の概要	市の考え方
<p>【9頁】 ライラックは韓国のたばこの製品名なので、イチョウやポプラなど別なものに変えたほうがいい。</p>	<p>植物のライラックであることがわかるよう、「ライラックの花薫る」と文言を修正いたします。</p>
<p>たばこをやめられない人に、受動喫煙は周りの人に影響が出るものだという危機感を持たせるような内容を宣言文に加えてほしい。</p>	<p>宣言文の文言に加えることはしませんが、受動喫煙が周りの人に与える影響について周知啓発に努めてまいります。</p>
<p>なるべく多くの人禁煙できるよう願っている。たばこをやめてほしい。 類似意見3件</p>	<p>札幌市ではたばこをやめたい人がやめられるよう、きっかけづくりをしていきたいと考えています。市民一人ひとりも、身近な人がたばこをやめようとしている時は、やめられるよう応援する意識が広まってほしいと考えています。</p>

宣言に基づく私たちの取組に係る意見

意見の概要	市の考え方
<p>【10頁】 家庭内でも自由に喫煙すると妊婦さんや子どもに害があるので、家の中ではたばこを吸わないなどの約束をしないと、たばこを吸えないような環境を作ることが大切だと思う。</p> <p>外でたばこを吸わないでほしい。 類似意見1件</p> <p>たばこは自宅だけで吸ってほしい。 類似意見2件</p> <p>健康増進法のことをもっと知らせたほうがいい。罰が重ければ禁煙にもつながると思う。</p>	<p>健康増進法では、個人の自宅での喫煙については規制の対象外となっていますが、自宅においての受動喫煙は長期間、長時間に及ぶことが考えられ、健康への影響は大きいものと考えられます。換気扇の下で喫煙する方が、室内でそのまま喫煙するよりも同室者の受動喫煙は減少しますが、集合住宅内での換気扇下での喫煙は、構造によっては屋内にたばこ煙を拡散させる場合もあります。</p> <p>状況に応じて、受動喫煙を生じさせないよう配慮することが重要であり、その意識を広めるために宣言の周知啓発に努めてまいります。</p>

<p>【11頁】  子どもが自分で身を守れるような、子どもができる取組も増やした方がいい。(子どもは喫煙者を避けるなど) 類似意見1件</p> <p>未来の命まで対策をする取組がすばらしいと思うので、これからも続けてほしい。</p> <p>公園や道路などにポイ捨て禁止などの看板を増やすべきだと思う。看板があれば喫煙が減って、受動喫煙も減ると思う。  類似意見4件</p> <p>公園でたばこを吸ったり、捨てたりしないでほしい。  類似意見8件</p> <p>歩きたばこポイ捨てをやめてほしい。  類似意見11件</p> <p>車でたばこを吸わないでほしい。  類似意見3件</p>	<p>子どもたちを受動喫煙から守ることは大人たち地域社会全体の責務だと考えています。その意識が札幌市全体に広まるよう、宣言の周知啓発に努めてまいります。</p> <p>子どもたちには喫煙をしない選択をすることを含めて、将来に渡って自らの健康を守るよう行動してほしいと考えています。</p>
<p>【12頁】  お祭りの後、吸い殻がたくさん捨ててあったりするので、お祭りではたばこを禁止にすればいいと思う。</p> <p>喫煙できる飲食店が多いので、喫煙できる飲食店は空いていて禁煙の飲食店は混雑している。禁煙の飲食店を増やしてほしいと飲食店の人に伝えてほしい。</p>	<p>今後の周知啓発等の施策の参考にさせていただきます。</p>

その他の意見

意見の概要	市の考え方
<p>公共の場所は色々な年代の人がいるので受動喫煙防止のため禁煙化と同時に公共喫煙所を作って、それ以外の場所で吸ったら罰金を科すような条例を作ったらいい。  類似意見3件</p>	<p>喫煙所の設置・維持には多額の費用がかかるため、慎重な検討が必要と考えています。</p>

<p>喫煙所を減らしてほしい。なくしてほしい。 類似意見 2 件</p> <p>喫煙所を増やせばいいと思う。 類似意見 5 件</p>	
<p>喫煙禁止区域、ポイ捨て禁止区域を広げて罰金を取ってほしい。 類似意見 4 件</p>	<p>「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」では、ポイ捨てを市内全域で禁止しています。</p> <p>また、吸い殻のポイ捨て防止とたばこによる火傷の防止を目的に喫煙制限区域を定めています。区域は、歩行者数がある程度多いこと、市の顔となる施設が入っていること、市民や観光客の方が覚えやすいことを考慮して指定しており、現段階でこれに該当するのは、現在の喫煙制限区域と考えています。</p> <p>条例違反への対応として、散乱等防止指導員が巡回しており、ポイ捨てや喫煙制限区域での歩きたばこ等の条例違反者から過料を徴収しているところです。</p> <p>ポイ捨てや歩きたばこ等を減らしていくためには、市民一人ひとりのモラルが非常に大切であると考えていることから、今後も更なる条例の周知啓発に努めてまいります。</p>
<p>たばこをなくしてほしい。 類似意見 10 件</p> <p>害のないたばこを吸ってほしい。 類似意見 5 件</p> <p>たばこの値段を高くする。 類似意見 9 件</p> <p>たばこをスーパーなどで気軽に買えないように、売る場所を制限したらいい。 類似意見 1 件</p>	<p>いただいたご意見については、国の施策等において検討されるべきことと考えますが、市としては受動喫煙防止の周知啓発に努めてまいります。</p>

上記以外のその他の意見（喫煙者の医療費についての意見、喫煙の法的位置づけについての意見、特定の施設の受動喫煙対策についての意見、喫煙場所に関する技術的意見に類するもの） 8 件

6 「さっぽろ受動喫煙防止宣言」(案) から変更

パブリックコメントにより以下の下線部の文言の加入をいたしました。

修正前	修正後
<p>【9頁】 私たちのまち さっぽろは ライラック薫るさわやかな空気のまちです</p> <p>【11頁】 【各団体や事業者として】 ・子どもたちが参加するイベント等では、子どもたちに受動喫煙を生じさせないよう、特に配慮します。また、喫煙ルールを明確にし、受動喫煙や歩きたばこによる火傷が生じないよう協力を呼びかけます。</p> <p>【市民として】 ・職場では、事業者等の施設管理者が決めた施設内での喫煙ルールを守り、互いに協力し受動喫煙が生じないようにします。</p> <p>【各団体や事業者として】 ・各団体や事業者等の施設管理者は、受動喫煙を防止するため施設内の喫煙ルールを明確にし、周知徹底を図ります。</p> <p>【12頁】 【市民として】 ・人通りの多い場所や人が多く集まる場所では、喫煙ルールを守り、受動喫煙を生じさせないよう配慮します。</p> <p>【各団体や事業者として】 ・イベント等では、国内外からさっぽろを訪れる人にも喫煙ルールがわかるよう周知します。</p> <p>【行政として】 ・人通りの多い場所や人が多く集まる場所では、喫煙ルールを守ることや受動喫煙を</p>	<p>私たちのまち さっぽろは ライラック<u>の</u>花薫るさわやかな空気のまちです</p> <p>【各団体や事業者として】 ・子どもたちが参加するイベント等では、子どもたちに受動喫煙を生じさせないよう、特に配慮します。また、喫煙<u>行為に関する</u>ルールを明確にし、受動喫煙や歩きたばこによる火傷が生じないよう協力を呼びかけます。</p> <p>【市民として】 ・職場では、事業者等の施設管理者が決めた施設内での喫煙<u>行為に関する</u>ルールを守り、互いに協力し受動喫煙が生じないようにします。</p> <p>【各団体や事業者として】 ・各団体や事業者等の施設管理者は、受動喫煙を防止するため施設内の喫煙<u>行為に関する</u>ルールを明確にし、周知徹底を図ります。</p> <p>【市民として】 ・人通りの多い場所や人が多く集まる場所では、喫煙<u>行為に関する</u>ルールを守り、受動喫煙を生じさせないよう配慮します。</p> <p>【各団体や事業者として】 ・イベント等では、国内外からさっぽろを訪れる人にも喫煙<u>行為に関する</u>ルールがわかるよう周知します。</p> <p>【行政として】 ・人通りの多い場所や人が多く集まる場所では、喫煙<u>行為に関する</u>ルールを守ること</p>

生じさせないよう配慮することを、市民や国内外からさっぽろを訪れる人に周知啓発します。

や受動喫煙を生じさせないよう配慮することを、市民や国内外からさっぽろを訪れる人に周知啓発します。